

熊本県監査委員公告第10号

平成15年4月22日から平成15年6月6日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年7月9日

熊本県監査委員 松 本 和 彦
同 山 本 豊 孝
同 倉 重 英 剛
同 早 川 英 明

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機 関 名		
総務部	東京事務所	平成14年4月 ～平成15年3月	平成15年5月26日 ～5月27日
健康福祉部	保健環境科学研究所	〃	平成15年4月23日
	保育大学校	〃	平成15年5月14日
	清水が丘学園	〃	平成15年5月19日
	こども総合療育センター	〃	平成15年4月22日
	精神保健福祉センター	〃	平成15年4月25日
	食肉衛生検査所	〃	平成15年4月22日
環境生活部	消費生活センター	〃	平成15年5月19日
商工観光労働部	大阪事務所	〃	平成15年6月3日 ～6月4日
	計量検定所	〃	平成15年5月20日
	労働相談情報センター	〃	平成15年5月12日
	天草高等技術訓練校	〃	平成15年5月22日
農政部	中央家畜保健衛生所	〃	平成15年4月25日
	城北家畜保健衛生所	〃	平成15年4月24日
	阿蘇家畜保健衛生所	〃	平成15年4月24日
	城南家畜保健衛生所	〃	平成15年4月28日
	天草家畜保健衛生所	〃	平成15年4月28日
土木部	氷川ダム管理所	〃	平成15年5月14日

監 査 対 象 機 関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機 関 名		
土木部	釈迦院ダム建設事務所	〃	平成15年5月13日
	天草地域ダム建設事務所	〃	平成15年5月12日
	三角港管理事務所	〃	平成15年5月21日
	八代港管理事務所	〃	平成15年5月22日
	水俣港管理事務所	〃	平成15年5月28日
	熊本港管理事務所	〃	平成15年5月21日
	天草空港管理事務所	〃	平成15年5月13日
	新幹線熊本事務所	〃	平成15年5月29日
	新幹線玉名事務所	〃	平成15年6月5日
	新幹線八代事務所	〃	平成15年6月6日
教育委員会	天草青年の家	〃	平成15年5月23日
	菊池少年自然の家	〃	平成15年5月16日
	豊野少年自然の家	〃	平成15年5月16日
	装飾古墳館	〃	平成15年5月23日

2 監査の主眼

今回の監査は、知事部局 28 出先機関、教育委員会事務局 4 出先機関を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施行は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○ 報告公表事項

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

土木部

- (1) 港湾用地を使用していた法人の倒産により、老朽化した建造物が残されている。危険な状態であるので引き続き第三者への危険防止に努め、また、関係機関と連携し今後の処理方針について検討すること。
(三角港管理事務所)
- (2) 港湾施設使用料の未収金（平成 14 年度末現在 7,294,841 円）について、引き続きその解消に努めること。
(八代港管理事務所)
- (3) 港湾施設使用料等の未収金（平成 14 年度末現在 6,263,034 円）について、引き続きその解消に努めること。
(熊本港管理事務所)
- (4) 用地補償に係る支出負担行為について、熊本県新幹線事務所処務規程第 5 条第 17 号では所長専決が 5,000 万円未満となっているにも拘わらず、5,000 万円以上について決裁されているものがある。
(用地対策課、新幹線都市整備総室、新幹線熊本事務所)

○ 指導事項

なお、監査時において、収入調定時期の遅れ、工事記録簿の作成漏れ、郵便切手の在庫量の適正化等に関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。

熊本県監査委員公告第11号

平成14年10月22日から平成14年11月8日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成15年7月9日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	倉	重		剛
同	早	川	英	明

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部 福祉総合相談所	平成14年10月22日	平成15年3月19日
<p>(報告公表事項)</p> <p>児童保護費負担金の未収金（57,007,834円）及びこども総合療育センター負担金の未収金（1,010,500円）について、引き続きその解消に努めるとともに、債権管理を適正に行うこと。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>児童保護費負担金及びこども総合療育センター負担金の未収金については、負担金の徴収、決定を行っている福祉総合相談所において、児童相談課第一係を中心とした児童保護費負担金チーム（7名）を設置し、当該負担金の関係業務を一元化するとともに、債権管理の徹底、納入指導計画に基づいた活動の徹底など徴収強化を図った。</p> <p>また、当該業務を主管する家庭福祉課及び知的障害福祉課においても、福祉総合相談所が行う訪問徴収に同行し、徴収に努めた。</p> <p>なお、入所者本人に支給されている障害者基礎年金を、家族が生活費として利用していることがあり、未収金が発生する大きな要因の一つとなっているので、障害者基礎年金の趣旨を徹底させ、適切な運用に努めるよう今後とも家族との協議を重ね、未収金発生防止に努めていきたい。</p>		